

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 9 月 24 日現在

機関番号：16201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25780048

研究課題名(和文)越境犯罪と刑罰適用

研究課題名(英文)Cross-border crimes and application of criminal law

研究代表者

佐川 友佳子(Sagawa, Yukako)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：10555353

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：国際犯罪に対する刑法の適用について、研究を進めた。この問題については特に、EU圏内での取組みが参照に値するため、ヨーロッパ諸国、とりわけドイツにおける取組みを、刑法的側面からのみならず、刑事手続上の観点からも検討した。特にこの問題について実効性を持たせるためには、刑事司法協力が非常に重要な課題であるがゆえに、EU諸国のような越境的な組織協力を発展させていくことが益々重要になる。そのための理論的な共通基盤を構築することが前提作業として重要であり、法適用に関する基準やそれに関する制度・組織の関連を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：A research on application of criminal law to cross-border crime. This research referred to many measures against cross-border crimes in member states of the European Union, especially in Germany (cross border cooperation in the combating of cross-border and organised crime), because it has a long history of this problem. Not only legislation and application of law, but also law enforcement is significant to fight against serious international crime. EU has Europol and Eurojust to achieve this goal. In Japan we should construct a similar organization to cooperate with many countries. In this research prepared the ground for the purpose.

研究分野：刑法

キーワード：国際犯罪 法適用 越境犯罪

## 1. 研究開始当初の背景

研究開始当時、グローバル化の負の側面として、国を越える形で犯罪行為が行われる、いわゆる越境犯罪が増加し、それに伴い、外国で犯罪の結果が発生した行為に対して、あるいは、他の国にいる共犯者に対して、自国の刑法をどの程度まで適用できるのか、といった問題に直面する事態が生じていた。そうした越境犯罪に、一般の市民も巻き込まれることが想定される事態が生じている中で、刑罰が適用される領域とその限界を明確にしておくことは、多くの者にとって行動の予測可能性を担保し、自由を保障することにもなる。これは同時に、国家の側からすると、自国に関連する、あるいは自国民が関わる越境行為に法律上どのように対応できるかを明らかにしておくことは、自国の保護という観点からも重要であり、同時に、他国との衝突を事前に回避するという意義をも有している。そこで、この問題を明らかにすることは、現在の国際世界において喫緊の課題であった。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、国境を越えた犯罪（越境犯罪）に対する刑罰法規の適用可能性と、その限界を理論的に明らかにすることにあった。また、越境犯罪は複数人が関与する組織犯罪の形態をとることが多いため、従来の共犯理論との理論的整合性が問題となる。ゆえに、越境犯罪に対する刑法の適用基準を示し、理論的に基礎付けること、さらにこれを従来の共犯理論との整合性を明らかにすることも目標とした。

## 3. 研究の方法

まず、越境犯罪に対する刑法の適用範囲の問題について検討した。最初の段階では、議論の前提として、日本における刑罰法規の適用に関するいくつかの先行研究（森下忠『刑法適用法の理論』等）を手がかりに、伝統的な国内法が適用される領域、法適用の一般的なルールを明らかにすると同時に、組織犯罪処罰法等、越境犯罪を想定して制定された法の適用可能性およびその限界についても検討した。その作業にあたっては、この問題についてかなり広範な研究をされている、ドイツ・ミュンヘン大学法学部の Helmut Satzger 教授の著書である、ヨーロッパ刑法を、他大学の研究者とともに講読し、日本語に翻訳するという作業を行った（この成果については、研究成果のうち、論文 以降を参照）。

それを踏まえて、比較法的アプローチを用い、経済的・司法的、様々な側面から、域内の連携、統合を経験し、この問題に対して真

摯な取り組みを既に行っており、先行研究の蓄積もある EU の議論を検討した。

越境犯罪は日本では比較的最近になってから意識されるようになってきた問題であるが、これに対して、諸外国、特にヨーロッパにおいては、各国が隣国と地理的に連続しているために、越必然的に境犯罪の数も多く、従来よりこの問題に対する意識が高かったといえる。さらに EU 圏は、経済的な統合を経験していることから、様々な法・制度について共通の要件や基盤を有し、各国の手続き的な面での整備が進められているものの、文化的、社会的背景から、現実には各国法のズレや衝突等、様々な問題を抱えており、こうした様々な利害が絡む問題をいかに調整していくべきかという点について真摯に論じているところであり、EU の越境犯罪に関する議論は、今後の日本にとっても非常に参考となりうるものであった。実際に EU 圏の研究会やシンポジウムに参加し、様々な国の研究者との議論・意見交換を通じて、国内の法だけではなく、他国の法との調整を考えていくことの重要性が、理論面だけではなく、実務上の捜査・証拠収集等の問題からも明確となった。

また、実体法レベルの議論については、特にドイツを中心に研究をすすめたが、別途、共犯論との関連について、ドイツと同様、EU の主要構成国であるフランスの議論状況を知るため、九州大学・准教授の井上宜裕准教授から専門的知識の提供を受けた。

このように、本研究においては、近時の数々の文献を参考にしつつも、実際にこうした問題に詳しい研究者と交流するため、研究会やシンポジウムに参加し、文献では追いつかない面が多々あるため、アクチュアルに論じられている論点を中心に、研究者との意見交換も交えながら研究をすすめる、という手法を用いた。特に、従来より交流のあったゲーゼン大学の Liane Wörner 博士を日本に招聘して、共同で集中的に研究を推進したことは、本研究に大いに寄与するものであった。

## 4. 研究成果

(1) 本研究によって、今後一層増加することが予測される越境犯罪に対して、刑罰適用のルールの明確化を図るために、EU 等の法適用について明らかにすることができた。従来、越境犯罪に関与した場合の処罰がどこまで及ぶのかということ、また、複数の国の法が適用可能であった場合にどのように取り扱われるのか、ということは、必ずしも明確ではなく、事例ごとに判断されていた。本研究は、こうしたアドホックな対応がなされてきた問題に対して、客観的かつ明確なルールの策定を目指し、既に EU 等で議論されているように、犯罪地や居住地などを基準としつつ、訴追側の捜査・証拠収集におけるメリ

ットはもちろん、刑事手続が進行する中で被疑者・被告人の防御権等についても考慮することの重要性も考慮し、今後の議論の際に参考となるような、一定の方向性を示すものとなった。そうした成果は、特に、Wörner 博士の翻訳の中で示されているものであり（研究成果のうち雑誌論文を参照）また今後、そうした議論を基礎として、論考として発表する予定である。

(2) 越境犯罪に対する従来の研究が、政策的、立法的対応を急ぐあまりに、従来の刑法理論との整合性、精緻化を不十分なままにしてきたため、本研究では、そうした議論の問題性についても論じた。越境犯罪の範囲は、組織犯罪や薬物犯罪に止まらず、もはや一般市民も多数巻き込むものとなっている。特に、近時のテロ等の対策は、従来の刑法理論や刑事手続とは異質な発想に基づいており、その正統性にも疑念が向けられている。そこで、手続き的な問題にも焦点を当て、この問題を検討した。また、欧州逮捕状に対するドイツ連邦憲法裁判所の違憲判断など、超国家的な制度・機関と、国内の法執行の問題についても論じ、国内法のみを検討対象とするのではなく、EU などに見られるような、大きな枠組みの中で、越境犯罪に対処していくことの重要性、そしてその実効性についても明らかにした。こうした点に関する成果としては、研究成果（図書）を参照されたい。

(3) 他国の刑罰法規が適用されることによって、自国の刑罰法規の適用が排除されるものではない、という場合、手続的側面からすると、処罰される側にとっては同じ行為に対して複数回の処罰という、いわゆる二重処罰、あるいは二重訴追の可能性が生じることになるが、この帰結を回避するとすれば、理論的にはどのように根拠づけられるか、そしてそのための制度をどのように構築するか、といった点が問題となる。こうした点についても Wörner 氏と研究を進め、EU レベルで訴追国を決定する際の基準、二重訴追の回避のための方策などについて明らかにした。この点については今後公表していく予定である。

本研究のこうした成果によって、越境犯罪の問題およびその適用に対し、今後の一定の方向性を導くことが出来たのではないかと思われる。ただ、犯罪体系における理論的な分析については、まだ不十分な点があるので、今後こうした点をさらに深めていく予定である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

加藤克佳・辻本典央・佐川友佳子・金子博・松倉治代(訳)「ヘルムート・ザッツガー著『国際・ヨーロッパ刑法-刑法適用法、ヨーロッパ刑法・刑事訴訟法、国際刑法』(9・完)、近畿大学法学 62 巻 2 号(2014)153-247 頁、査読無

加藤克佳・辻本典央・佐川友佳子・金子博・松倉治代(訳)「ヘルムート・ザッツガー著『国際・ヨーロッパ刑法-刑法適用法、ヨーロッパ刑法・刑事訴訟法、国際刑法』(8) 近畿大学法学 62 巻 1 号(2014) 255-389 頁、査読無

佐川友佳子(訳)「リアーネ・ヴェルナー『ドイツにおける展望から見た刑法上の国家を越える裁判管轄の競合』」香川法学 34 巻 1・2 号(2014) 83-102 頁、査読無

加藤克佳・辻本典央・佐川友佳子・金子博・松倉治代(訳)「ヘルムート・ザッツガー著『国際・ヨーロッパ刑法-刑法適用法、ヨーロッパ刑法・刑事訴訟法、国際刑法』(7) 近畿大学法学 61 巻 4 号(2014) 127-206 頁、査読無

加藤克佳・辻本典央・佐川友佳子・金子博・松倉治代(訳)「ヘルムート・ザッツガー著『国際・ヨーロッパ刑法-刑法適用法、ヨーロッパ刑法・刑事訴訟法、国際刑法』(6) 名城法学 63 巻 4 号(2014) 209-260 頁、査読無

加藤克佳・辻本典央・佐川友佳子・金子博・松倉治代(訳)「ヘルムート・ザッツガー著『国際・ヨーロッパ刑法-刑罰適用法、ヨーロッパ刑法・刑事訴訟法、国際刑法』(5) 名城法学 63 巻 3 号(2013) 121-266 頁、査読無

加藤克佳・辻本典央・佐川友佳子・金子博・松倉治代(訳)「ヘルムート・ザッツガー著『国際・ヨーロッパ刑法-刑罰適用法、ヨーロッパ刑法・刑事訴訟法、国際刑法』(4) 名城法学 63 巻 1 号(2013) 173-231 頁、査読無

〔図書〕(計1件)

佐川友佳子「組織犯罪・テロリズムとの闘い？」浅田和茂ほか編『生田勝義先生古稀祝賀記念論文集 自由と安全の刑事法学』法律文化社(2014) 79-102 頁

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐川 友佳子 (SAGAWA Yukako)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：10555353

(4) 研究協力者

Dr. Liane Wörner,

Justus-Liebig-Universität Gießen (ギーゼン大学)

法学部, Akademische Rätin